

司法書士による 相続・遺言 無料相談会

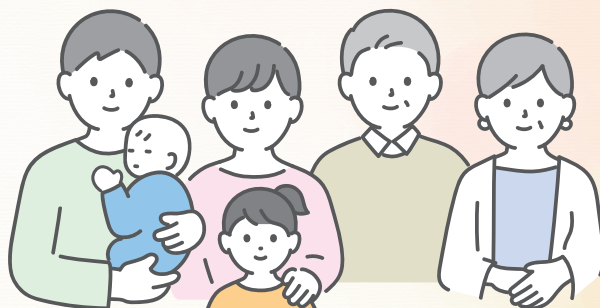
令和6年4月1日から
相続登記の申請の義務化が始まっています。

相続により不動産を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記を申請する必要があります。相続登記申請義務違反にならないよう早めに相続登記を申請しましょう！

県内3会場 同時開催

12/6^土
13:00~16:00

相続登記を長期間しないでいると、
相続人が増え、手続きが大変になります。
相続登記の専門家である司法書士が、
相続全般について無料でお応えいたします。
この機会にぜひご相談ください。



▼ 相続登記を放置していた場合に被るデメリット ▼

元々の相続人が亡くなった場合に相続関係が複雑になり手続きが面倒になる

相続した不動産が自分の意志で売却したり担保に入れたりできなくなる

相続人の中に借金がある人がいた場合、不動産を差し押さえられるリスクがある

相続トラブルにつながる可能性があります!!

各会場
相談時間
30分

各会場
定員30名
(要予約)

西部地区会場



浜松市総合産業展示館 3階 5・6号室
〒435-0007 浜松市中央区流通元町20-2

中部地区会場



静岡県司法書士会館
〒422-8062 静岡市駿河区稲川1-1-1

●中部地区会場には駐車場はありませんので近隣の駐車場をご利用ください。

東部地区会場



沼津市民文化センター 大会議室
〒410-0832 沼津市御幸町15-1

お問い合わせ・予約先(3会場共通)

TEL.054-289-3700

●予約受付期間：12/3(水)まで
●平日9:00~12:00、13:00~17:00



静岡県司法書士会

静岡市駿河区稲川一丁目1番1号

TEL.054-289-3700 <https://tukasanet.jp/>



後援：静岡地方法務局